知教労ニュース

発行　知多地方教職員労働組合（知教労）
〒475-0929 半田市仲田町1-18　Tel&Fax 0569-24-5216
HP:http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail:chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

憲法九条は平和を守る「武器」として使うもの‥

教え子を戦場に送るな』に立ち返り 平和憲法を守る取り組みを！

第16回 知多平和学習会開かれる

六月二十七日、今回で十六回目を迎える「知多平和学習会」が開かれ、学生・教員・市民など約五十名の参加がありました。

今回は自衛隊イラク派兵差し止め訴訟弁護団の事務局長である川口創（はじめ）弁護士を招き、この判決が示すものと現在の憲法九条のおかれた状況について話を聞くことができました。

すでに戦争に「参加」国民すべてに責任

講演の中で、氏は具体的な事柄に触れ「これからイラクの人々を殺しに行く、今殺してきた米兵を実際に航空自衛隊がクウエートまで運んでいる。これは、殺人者を殺す相手の玄関先まで運んで、また連れ帰ることであり、これは完全な『共犯関係』である」こと、そのことを裁判所が慮って「憲法違反である」という判断を出した画期的な判決であると位置づけました。

また、「平和を守る」ということに触れ、「あなた方、教職員の旗に『教え子を戦場に送るな』とあるが、もうすでに送っているという現実を見据えなければならない。」そして、「日本が民主主義の国を標榜するならば今回の派兵の責任は、国民一人ひとりが負うものであることも自覚すべき」など、平和を守る側の責任についても言及しました。

その上で、今回このような画期的な判決が出たことに対し、「提訴した結果である」と、まずは国民が怒り行動することの大切さを呼びかけました。

今後に生かせ九条の精神

最後のあいさつに立った岩澤委員長は半田市でかつて行われた『立腰教育』について触れ、「誰もがおかしいと思っていることでも、そのことに誰もが反対の意志を示さず突き進んでいく危うさ」について問題提起しました。

参加者からは「改憲手続き法・施行が目前となり、憲法九条を守るための運動が本当の正念場を迎えつつある今、元気と勇気を与えてくれる学習会・講演でした。」「あきらめずに声を上げることと、細々でも続けること。何度も自分に納得させることで、参加できてよかったです。」などという感想が寄せられました。

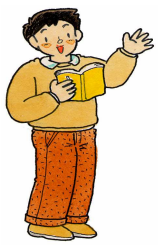

各市町の校長会長との話し合い始まる

違法な状態の勤務時間管理はやめさせよう

今年も市町校長会長との話し合いが始まります。今年は４・３通知から始まった労働安全衛生法の考え方を学校の現場に具体的に適用するため、「労働時間の記録」を管理者である校長に迫ることが大きな目的になります。

また、各職場での勤務時間の割り振りと、割り振り簿の整備も平行して進めることも大切です。割り振りの実情に関しては市町間の隔たりが大きいということもあり、遅れている地区は強力に割り振り簿の整備を推し進める必要があります。

労働時間の記録で言えば、記録をしていないという事実が明らかになれば「違法行為」となることから、知教労としても弁護士と相談の上、法的な措置をとっていくことも考えています。

すでに知多地方５市５町の校長会長にはこの問題が伝わっています。そのことを確認しながら話し合いを進めていく予定です。

北から南から　～～ 支部だより ～～

7月18日（土）大府市で子育て講演会を開催しました。**「不登校、そのとき父は」－親父たちの声を聞こう－**というテーマのパネルディスカッションとフリートークでした。北部支部で取り組んでいる「ひまわりの会」という親と教師の会で毎年開催しているものです。

「ひまわりの会」には、母親が参加することが多く、父親が参加することはごく稀です。今回は、父親の声をたくさん聞くことができ、貴重な会になりました。

学校へ行かないことが容認できないこと。毎日会社に行く自分の生活と、出られない行けない子どもの生活とのギャップに苦しんだこと。無駄だとわかっているのに原因探しをしてしまうこと。子どもと、子どもを一生懸命世話する母親に疎外感を感じること。などの苦しい父親の胸の内を知ることができました。

また、不登校から立ち直るきっかけになった、人との出会いや親身になって対応してくれた学校のことなど、いろいろな教訓も学びました。

「知恵のある者は知恵を出せ　知恵のない者は汗を出せ　知恵も汗も出さない者は去れ」という企業戦士として生きてきた父親たちが不登校やいじめに対応できないことを理解しつつ、夫婦が協力して子どもたちに接していくことが必要であると感じました。　(S)

みんなの目

人は何のために働くのだろうか。働くことそのものが楽しくて仕方がないという人もいるだろう。本来教師という職業はそんな働き方が多かった。しかし超過労働時間が、月に１００時間を超えたとしたら、それでも楽しいだろうか▼リメイクされた映画「蟹工船」を見た。人間らしく生きるために働くはずが、人間として扱われない極限の労働環境の中では、働くことを辞めることこそが人間らしく思われる▼これは過去の時代のことなのだろうか。ふと今の教育現場を思い、映画と重なる部分が感じられる。いつも仕事のことが頭から離れないというベテラン、目の前の事務的な仕事をこなすことに追われ、授業の準備や子どもたちのことを考える余裕がないという若い教員、新任も研修に忙しく、疲れて体調を崩している。みんなそれぞれの持ち場で踏ん張ることに精一杯で教員の精神的疾患が増えている。「蟹工船」の労働者のように、劣悪な労働条件に慣らされ、あきらめさせられて、働かされている▼松田龍平の「仕方がないと思うな！」「自分のことだ！」「立ち上がれ！」と一人一人に呼びかける言葉が、胸に突き刺さる。　(H)

がんばる県下各地の連帯組合

勤務時間記録への闘い

全教名古屋の活動紹介

先月の本紙で紹介しましたが、労働安全衛生法の改正により昨年度からすべての事業所で始業終業時刻を記録し、長時間の時間外勤務者には医師の面接をさせることが義務づけれらました。しかし、愛知県下では法に従った記録がなされておらず、この状態を何とかしようと、全教名古屋は昨年度７件の措置要求を行ないました。

措置要求は、正式には『勤務条件に関する措置の要求』と言い、労働基本権が制限されている公務員に対し、個人の立場で自由に意見を表明する権利を保護するために設けられた制度です。

名古屋市人事委員会の出したすべての判定書で申し立てが却下されましたが、判定を出すたびに人事委員会からの市教育委員会に対しての注文が増え、７件目では「各市立学校長による勤務時間管理と市教委面接指導とを効果的に関連づけることがより望ましい」とせざるをえませんでした。

また、始業終業時刻の記録が、措置要求をした本人の分しかなく、措置要求後については記録がなされていないという違法ともなりかねない状況もあります。判定では記録のあいまいさにも触れざるをえませんでした。

６月にも全教名古屋は新規措置要求書を提出し受理されました。今後どのような展開を見せるか、全教名古屋と市人事委員会の回答から目が離せません。

知ってるってるつもり・Q＆A

支部活動の内容は？

Q　3月のこのコーナーで、知教労に加入すると、支部に所属し、各支部の会議に参加すると書かれていました。紙面にも支部だよりのコーナーがありますが、支部とはどのような単位なのでしょうか。また、支部会議では具体的にどのようなことを話し合うのでしょうか。

A　いつも知教労ニュースを読んでいただきありがとうございます。知教労でいう支部とは、知多管内5市5町を北・西・中・南の4つの地域に分け、勤務校のある地域の支部に所属します。異動があれば、組合の支部も変わります。

支部会議は月に1～2度開かれます。ある支部の議題の例を示すと……。

・各学校の状況
・平和学習会に向けた取り組みについて
・校長会長との話し合いについて
・春のハイキングについて
・各専門部会の取り組みについて　……など

このように、各学校がかかえている問題を話し合ったり、それを改善していくために市町の校長会長や教育委員会などと話し合ったりすることを進めたりしています。

こうして書くと、ずいぶん堅苦しく思われがちですが、実際はお茶を飲みながら愚痴を出しあったりすることもあります。

いずれにしても、真剣に本音で話し合いをします。上意下達で活動するようなこともありません。これを読んでくださっているみなさんも、ぜひ私たちと共に歩みましょう。

いま一度振り返ろう！　労働運動の歴史と基本　*第2回（6回連載）*

先月から、労働運動の歴史を振り返り、私たちが団結してたたかう意義をもう一度考えるというシリーズを連載しています。第2回は、労働運動の始まりと労働組合の結成についてです。

まず、前回の復習です。18世紀にイギリスで始まった産業革命の結果、資本家が工場を経営して労働者を働かせ大きな利益を追求する、資本主義の生産形態が生まれました。資本家の目的は、多くの利益を上げることであり、そのために、

・労働者を安い給料（賃金）で、働かせる
・長い時間働かせる
・子どもや女性を劣悪な労働条件下で働かせる

などの労働問題が顕著になったことを書きました。

さて、本題です。この頃の労働者は、子供が病気になっても医者にもみせられず、親が死んでも葬式も出せないような貧しい生活が当たり前でした。

労働者は、自分たちの目の前にある工場の機械こそが、苦しい労働を生み出す根源だと考え、イギリス各地で機械の打ちこわし運動を起こしました。やがて、賃金の一部を拠出して基金を作り、災害、病気、失業に苦しむ仲間に渡す相互扶助の組織を作って、労働組合へと発展させていきます。

あわた資本家は、イギリス政府に働きかけて団結禁止法を制定させます。イギリスばかりでなく、フランス、アメリカなどでも同様の法律が制定され、多くの労働者が取り締まりの対象になりました。

しかし、労働運動が資本主義社会の現実に根ざしている以上、このように弾圧を強くしても労働者の闘争と組織が強くなるばかりであったため、イギリス政府は1824年、団結禁止法を撤廃することを余儀なくされます。イギリスでは世界で初めて労働者が団結権を勝ち取り、アメリカ、フランス、ドイツなどでも団結権獲得の運動が広がりました。これ以後、労働運動は組織による永続的な運動に移行し、民主的な選挙制度の確立を求める運動につながっていきます。

普通選挙制度・無記名投票をもとめて立ち上がる民衆と
それを取り締まる警官